



☆集団感染を防ぐため、以下の病気罹患や疑いがある場合は必ず保育所までお知らせください。

登園届または、医師による意見書が必要となります。

- ・麻疹（はしか）
- ・インフルエンザ
- ・風疹
- ・水痘（水ぼうそう）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・結核
- ・咽頭結膜熱（プール熱）
- ・流行性角結膜炎
- ・百日咳
- ・腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111 等）
- ・急性出血結膜炎
- ・侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
- ・溶連菌感染症
- ・マイコプラズマ肺炎
- ・手足口病
- ・伝染性紅斑（りんご病）
- ・ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
- ・ヘルパンギーナ
- ・RS ウイルス感染症
- ・带状疱疹
- ・突発性発疹

意見書が必要

登園届が必要

意見書 (医師記入)

あやめ保育所所長 殿

入所児童氏名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	新型コロナウイルス感染症※
	麻疹 (はしか) ※
	インフルエンザ※
	風しん
	水痘 (水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱※
	流行性角結膜炎
	咽頭結膜熱、流行性角結膜炎以外のアデノウイルス※
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認の必要はありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。